公　　示

準特定地域における期間限定減車の対象地域等について

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて（平成２３年５月２０日公示）」中対象地域、指定する期間及び対象事業者を下記のとおり定めたので公示する。

平成２３年５月２０日

関東運輸局長　神谷 俊広

記

１．対象地域

都県名	営業区域	区域
東京都	特別区・武三交通圏	東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市
神奈川県	県央交通圏	藤沢市、茅ケ崎市、平塚市、伊勢原市、秦野市、相模原市、大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、厚木市、高座郡寒川町、中郡大磯町、二宮町及び愛甲郡愛川町、清川村及び足柄上郡中井町

２．指定する期間
平成２３年５月２０日から平成３１年７月３１日

３．対象事業者
基準車両数からの減休車率が、次の割合以上である一般タクシー事業者とする。

特別区・武三交通圏：　８．５４％
県　央　交　通　圏：　０．４４％

附　則（平成２４年３月２７日　一部改正）
本公示は、平成２４年３月２７日から適用する。

附　則（平成２４年１０月２５日　一部改正）
１．本公示は、平成２４年１０月２５日から適用する。
２．北多摩交通圏については、指定する期間を、平成２４年１０月２５日から平成２５年３月３１日までとする。

附　則（平成２５年３月２２日　一部改正）
１．本公示は、平成２５年３月２２日から適用する。
２．北多摩交通圏については、指定する期間を、平成２４年１０月２５日から平成２６年３月３１日までとする。

附　則（平成２５年５月１０日　一部改正）
１．本公示は、平成２５年５月１０日から適用する。
２．甲府交通圏については、指定する期間を、平成２５年５月１０日から平成２６年３月３１日までの期間とする。

附　則（平成２５年６年２８日　一部改正）
本公示は、平成２５年７月１日から適用する。

附　則（平成２６年１年２７日　一部改正）
本公示は、平成２６年１月２７日から適用する。

附　則（平成２６年３年２０日　一部改正）
本公示は、平成２６年３月２０日から適用する。

附　則（平成２６年６月９日　一部改正）
１．本公示は、平成２６年６月９日から適用する。
２．県北交通圏については、指定する期間を、平成２６年６月９日から平成２７年３月３１日までの期間とする。

附　則（平成２６年７月１４日　一部改正）
１．本公示は、平成２６年７月１４日から適用する。
２．塩那交通圏については、指定する期間を、平成２６年７月１４日から平成２７年３月３１日までの期間とする。

附　則（平成２６年１０月９日　一部改正）
１．本公示は、平成２６年１０月９日から適用する。
２．東毛交通圏については、指定する期間を、平成２６年１０月９日から平成２７年３月３１日までの期間とする。

附　則（平成２７年１月２７日　一部改正）

１．本公示は、平成２７年１月２７日から適用する。

２．本公示の適用前に、平成２７年３月３１日を期限として届け出ている期間限定減車車両については、平成２７年３月３１日まで従前の取扱いによる。

附　則（平成２７年３月１７日　一部改正）

本公示は、平成２７年３月１７日から適用する。

附　則（平成２７年８月１９日　一部改正）

１．本公示は、平成２７年８月１９日から適用する。

２．本公示の適用前に、平成２８年７月３１日を期限として届け出ている期間限定減車車両については、平成２８年７月３１日まで従前の取扱いによる。

附　則（平成２８年７月１４日　一部改正）

本公示は、平成２８年７月１４日から適用する。

附　則（平成２８年８月１日　一部改正）

１．本公示は、平成２８年８月１日から適用する。

２．本公示の適用前に、平成２９年７月３１日を期限として届け出ている期間限定減車車両については、平成２９年７月３１日まで従前の取扱いによる。

附　則（平成２９年７月１４日　一部改正）

本公示は、平成２９年７月１４日から適用する。

附　則（平成３０年７月２６日　一部改正）

本公示は、平成３０年７月２６日から適用する。

附　則（平成３０年８月２４日　一部改正）

本公示は、平成３０年８月２４日から適用する。